

番号	項目	内容	回答	備考
1	賃金改善分の支払い	<p>介護保険最新情報Vol.1031「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A(令和4年1月31日)」(以下「R040131Q&amp;A」という。)問2では、「(答)賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月分から9月分までとしており、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法もとりうるものであるが、現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切に対応いただきたい。」とある。</p> <p>当法人の現行の処遇改善加算に対応する賃金改善の支払いは2か月遅れ(4月加算分については6月給与にて支払)で対応している。令和4年2月・3月分補助金に対応する改善給与支払いは、現行の処遇改善加算に合わせ、2月分は4月支給、3月分は5月支給で良いか。</p>	<p>・賃金改善の支払い時期については、従来の処遇改善加算と同様、2か月遅れで良い。</p> <p>・この場合、支給方法、支給対象等もあわせて明確にしていれば「介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告」は「令和4年2月分から、賃金改善を開始した。」欄に☑し、提出することよい。</p>	<p>介護保険最新情報Vol.1031「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A(令和4年1月31日)」(以下「R040131Q&amp;A」という。)</p>